

月十六日第一回委員會之各委員及び專門委員の他に、厚生省勞政課長永野若松、同監督課長沼越正己、同勞務課長安積得也、協和會東京支局長五郎丸保、貴族院議員男爵山川健男、帝國農會幹事長東浦庄治、陸軍省戰備課久保滿雄、海軍省艦政本部長桑原憲、警保局保安課長清水重夫、警視廳勞働課長菊地盛登、厚生省事務官金井元考、大日本青年團常任理事原美能留、厚生省福利課長武島一美、陸軍大佐小林順一郎、内閣企劃院書記官角倉志朗、氏家貞一郎の諸氏と來賓として開催し、以後同年三月二十五日に至るまで前後七回に亘る會合に於て審議の結果、「勞資關係調整方策要綱」を可決した。斯くて同年三月三十日時局對策委員會第二回總會を開催して

、兩專門委員會の可決せる「傷痍軍人對策」及び「勞資關係調整方策」を審議の上可決した。更に本會理事會は同年四月二十七日之と承認の上、徳川會長より首相以下關係各大臣其他關係各官廳へ建議した。
「傷痍軍人對策」に關する建議に於ては、先づ「一般方針」として左記の十六項を提示した。

- 一、我が國體の本義に基き、國情民性に適切なる傷痍軍人對策の根本觀念を確立し、之の下に萬民協力、情理兼お備はる對策を講ずること。
- 二、傷痍軍人對策の完璧なる實施遂行を期すること。は國家國民の齊しき責務たる所以を明かにし、國民